

# 東京都立大山高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

平成26年5月16日

校長 決 定

改定 平成27年6月4日

改定 平成28年4月1日

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、全ての生徒がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないようにしなければならない。
- (2) いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、時には生徒の生命にも関わる許されない行為であることを関係者が十分に理解した上で指導に取り組む。
- (3) いじめをなくし、全ての生徒が安心して学校生活を送り、学習活動に積極的に取り組むことができる環境づくりに組織的に取り組む。

## 2 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見、早期解決に取り組む。
- (2) 本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

生徒の問題行動に関わる情報交換や教職員間の共通理解を図り、いじめの防止、早期発見、早期解決を目的として、学校いじめ対策委員会を設置する。

#### イ 所掌事項

- (ア) いじめに関する情報収集・相談
- (イ) いじめに関する事実の確認
- (ウ) いじめ事案への対応策の検討・対応
- (エ) 学校サポートチームの招集・連携

#### ウ 会議

面談期間における担任の面談情報を基に、前・後期に各1回以上定例会を実施する。更に、いじめ等の情報に基づき、必要に応じその都度実施する。

#### エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部（3名）、必要に応じ校長が招聘した委員

### (2) 学校サポートチーム

#### ア 設置の目的

いじめの早期解決について、学校だけでは解決が困難な場合に、支援や助言の協力を得るために設置する。

イ 所掌事項

- (ア) いじめ防止対策委員会への参加
- (イ) いじめに関する事実の確認
- (ウ) いじめの解決に向けた対応策の立案

ウ 会議

学校だけでは解決が困難な事案の場合に、学校いじめ対策委員会の要請に応じ、学校いじめ対策委員会に参加する。

エ 委員構成

- (ア) スクールカウンセラー
- (イ) ユースソーシャルワーカー（スクールソーシャルワーカー）
- (ウ) 板橋警察署生活安全課スクールサポーター
- (エ) 学校運営連絡協議会委員
- (オ) 養護教諭
- (カ) 校長が指名する担任、学年、生活指導部、部活顧問、学校医等

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア いじめ防止基本方針の策定
- イ 校内研修の実施
- ウ 長欠生徒の把握と担任を通じた家庭連絡

(2) 早期発見のための取組

- ア スクールカウンセラーによる全員面接及び授業参観
- イ 定期的な担任による個人面接
- ウ 全教職員による校門での登下校指導・校内巡回

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめやその疑いがある行為に関する情報提供があった場合、速やかに関係生徒を保護し、いじめ対策委員会を中心として事実確認を行う。
- イ 被害生徒の人権や安全な学校生活を最優先して事実関係を確認し、被害生徒の保護者に対し、報告を行う。また、今後の対応について相談する。
- ウ 加害生徒の行った行為について本人・保護者に確認を行い、いじめは相手の人格を傷つけ、時には生徒の生命をも脅かす許されない行為であることを理解させる。
- エ 被害・加害生徒の双方に教育的配慮に基づいた解決方法、今後の対応について話し合いを進め、安心して学校生活が継続できるよう指導を継続する。
- オ いじめについて連絡・情報提供を行った生徒に対し、担任を中心とした声かけや巡回、交友関係の変化を確認し、適切な学校生活の維持に努める。
- カ いじめを認識していたにも拘らず黙認することや囁きたてなどの行為は、いじめに加担する行為であることを関係生徒に理解させる。

(4) 重大事態への対処

- ア 被害生徒の生命に関わる自殺やその計画があった場合、被害生徒への精神的、肉体的な傷害を負った場合、金品の要求等については重大事態として対処する。
- イ 学校サポートチームを招集し、スクールカウンセラー及びユースソーシャルワーカーを中心とした関連生徒の心のケア、警察署スクールサポーターと連携した事実確認と解決方針の策定を行う。

## 5 教職員研修計画

- (1) 「いじめ防止教育プログラム」の活用  
『いじめ問題に対応できる力を育てるために ―いじめ防止教育プログラム―』  
(平成 26 年 2 月配布・東京都教育委員会)  
を活用した研修を前・後期に実施する。
- (2) 生徒報告会を実施し、生徒の状況等について教員間で情報を共有する。

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校行事への生徒の参加状況について把握できるよう、ホームページにおいて教育活動について広報を行う。
- (2) P T A 役員会を通じて、保護者・家庭から情報収集を行う。
- (3) 学校行事の運営において、P T A の協力を仰ぐことで、来校する機会、生徒の生活状況を確認する機会を設け、早期発見、早期対応の機会とする。

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 地域人材の活用  
学校運営連絡協議会に地域代表委員を選定し、登下校時や地域での評価などの情報を得る。
- (2) 重大事態においては、警察署スクールサポーターや法務局の協力を得て、訴訟や賠償などの対応について相談する。

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートにおいて、いじめ防止の取組状況について調査する。
- (2) 年度ごとに基本方針や組織構成について見直しを行う。